

第6回 定期 総会 議事録

1、日 時	令和3年6月4日(金)
2、場 所	中津市三光支所 3階 会議室
3、出席委員	1番橋本委員、2番坪根委員、3番高倉委員、4番白木原委員、5番奥委員、8番中原委員、9番石川委員、10番田上委員、11番松田委員、12番百留委員、13番玉麻委員、14番梶原委員、15番村上委員、最適化推進委員、1名(村本)
4、欠席委員	6番田畑委員、7番多村委員、最適化推進委員、22名(廣津、前田、長谷川、宮瀬、黒土、濱田、武信、武本、加藤、浦野、尾家、岩淵、北山、岡崎、高橋、鷹崎、井上、北村、臺、江島、荻北、新谷)
5、事務局	福永局長、中春次長、桑島次長、井上
6、議 題	別紙議案書のとおり。
7、開 会	午前9時30分 開会を宣する。
8、署名委員	5番奥委員、 11番松田委員
福永局長	それでは、議事に入りたいと思います。資格の確認をさせていただきます。本日の出席委員は15名中13名の出席であります。農業委員会に関する法律第27条第3項の規定により過半数の出席となりますので、本会の成立といたします。議長よろしくお願い致します。
中原会長	おはようございます。ただいまより、令和3年第6回定期総会を開催致します。議事録署名委員は議長一任でよろしいでしょうか。
全委員	(異議なし)
議 長	それでは、議事録署名委員を5番奥委員、11番松田委員にお願いします。よろしく申し上げます。
議案審議 議第1号 議 長	農地法第18条第6項の規定による通知に関する件について 議第1号農地法第18条第6項の規定による通知に関する件の1番について、事務局から説明をお願いします。
事務局(井上)	議案朗読

議 長	1 番について、調査の報告を橋本委員にお願いします。
橋本委員	1 番について報告いたします。双方確認の結果、合意解約で間違いありません。解約後については、3 条許可申請をするということです。審議をお願いします。
議 長	1 番について、橋本委員より調査報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、1 番について、当委員会では承認と致します。 2 審議に入る前に、奥委員が会議規則第 10 条の議事参与の制限に抵触しますので一時退室をお願いします。
	奥委員 退席
議 長	それでは、2 番について、事務局より議案の説明をお願いします。
事務局 (井上)	議案朗読
議 長	2 番について現地調査の報告を白木原委員にお願いします。
白木原委員	2 番について報告いたします。双方確認の結果、合意解約で間違いありません。解約後は 5 条申請及び保全管理するということです、審議をお願いします。
議 長	ただいま、2 番について白木原委員より調査報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、2 番について当委員会では承認と致します。 奥委員は入室してください。
	奥委員 着席
議 長	それでは、3 番から 5 番について、事務局より議案の説明をお願いします

		す。
事務局（井上）		議案朗読
議 長		それでは、3番から5番について現地調査の報告を石川委員にお願いします。
石川委員		3番から5番について報告いたします。3番から5番それぞれ、双方に確認をした結果、合意解約で間違いありません。解約後は、いずれも利用権設定をするということです。審議をお願いします。
議 長		ただいま、石川委員より3番から5番について調査報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員		（異議なし）
議 長		異議なしと認め、3番から5番について当委員会は承認と致します。
議案審議 議第2号		空き家バンク付随農地について
議 長		議第2号空き家バンク付随農地について、事務局より説明をお願いします。
事務局（井上）		議案朗読
議 長		ただいま、事務局より議案の説明がありましたが、意義ありませんか。
全委員		異議なし
議 長		異議なしと認め、空き家バンク付随農地について、当委員会は承認と致します。
議案審議 議第3号		農用地利用集積計画（案）の利用権設定に関する件について
議 長		議第3号農用地利用集積計画（案）の利用権設定に関する件について、事務局より説明をお願いします。審議に入る前に、坪根委員、中原委員が会議規則第10条の議事参与の制限に抵触しますので一時退室をお願いします。

<p>議長</p>	<p>議長交代、百留委員をお願いします。</p> <p>坪根委員、退席 中原委員 退席</p>
<p>議長代理 百留委員</p>	<p>それでは、議第3号農用地利用集積計画（案）の利用権設定に関する件について、事務局より説明をお願いします</p>
<p>農政振興課 （田中）</p>	<p>（農政振興課 担当 説明）</p>
<p>議長代理 百留委員</p>	<p>一括審議でありますので、それぞれ、議案を確認してください。</p>
<p>議長代理 百留委員</p>	<p>ただいま農用地利用集積計画（案）の利用権設定について、農政振興課担当より説明がありましたが、異議はございませんか。</p>
<p>全委員</p>	<p>（異議なし）</p>
<p>議長代理 百留委員</p>	<p>異議なしと認め、農用地利用集積計画（案）の利用権設定については承認といたします。</p> <p>坪根委員は入室してください。</p> <p>坪根委員、着席</p>
<p>議長代理 百留委員</p>	<p>議長交代、坪根副会長をお願いします。</p>
<p>議長代理 坪根副会長</p>	<p>それでは、農用地利用集積計画（案）の所有権移転に関する件について、事務局より説明をお願いします。審議に入る前に、白木原委員が会議規則第10条の議事参与の制限に抵触しますので一時退室をお願いします。</p> <p>白木原委員、退席</p>
<p>農政振興課 （田中）</p>	<p>（農政振興課 担当 説明）</p>

議長代理 坪根副会長	ただいま農用地利用集積計画（案）の所有権移転について、農政振興課担当より説明がありました。異議はございませんか。
全委員	（異議なし）
議長代理 坪根副会長	異議なしと認め、農用地利用集積計画（案）の所有権移転については承認といたします。 白木原委員と中原委員は入室してください。
	白木原委員、着席 中原委員 着席
議長代理 坪根副会長	議長交代、中原会長議長に復帰
議案審議 議第4号 議長	農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件について 議第4号農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件の1番について、事務局より議案の説明をお願いします。
事務局（井上）	議案朗読
議長	1番について現地調査の報告を橋本委員をお願いします。
橋本委員	（1番の申請地の場所について説明） 1番について報告します。譲渡人と譲受人の間で生前一括贈与により所有権を移転するものです。譲受人は農地取得要件を満たしていますので問題はないと思われます。審議をお願いします。
議長	ただいま、1番について橋本委員より調査報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員	（異議なし）
議長	異議なしと認め、1番について当委員会は許可と致します。 続いて、2番について事務局より議案の説明をお願いします。
事務局（井上）	議案朗読

議 長	2番について現地調査の報告を白木原委員にお願いします。
白木原委員	(2番の申請地の場所について説明) 2番について報告します。譲渡人と譲受人の間で売買により所有権を移転するものです。申請地は境界もはっきりしており、譲受人は農地取得要件を満たしていますので問題ないと思われます。審議をお願いします。
議 長	ただいま、2番について白木原委員より調査報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、2番について当委員会は許可と致します。 続いて、3番について事務局より議案の説明をお願いします。
事務局 (井上)	議案朗読
議 長	3番について現地調査の報告を 奥委員にお願いします。
奥委員	(3番の申請地の場所について説明) 3番について報告します。譲渡人と譲受人の間で売買により所有権を移転するものです。譲受人は農地取得要件を満たしておりますので問題無いと思います。審議をお願いします。
議 長	ただいま3番について、奥委員より調査報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、3番について当委員会は許可と致します。 4番の審議に入る前に、黒土推進委員が会議規則第10条の議事参与の制限に抵触しますので一時退室をお願いします。
	黒土推進委員、退席
議 長	それでは、4番について事務局より議案の説明をお願いします。
事務局 (井上)	議案朗読

議 長	4番について現地調査の報告を白木原委員にお願いします。
白木原委員	(4番の申請地の場所について説明) 4番について報告します。譲渡人と譲受人の間で売買により所有権を移転するものです。譲受人は農地取得要件を満たしていますので、問題無いと思います、審議をお願いします。
議 長	ただいま4番について、白木原委員より調査報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、4番について当委員会は許可と致します。 黒土推進委員は入室してください。
	黒土推進委員 着席
議 長	それでは、5番について事務局より議案の説明をお願いします。
事務局 (井上)	議案朗読
議 長	5番について現地調査の報告を 奥委員にお願いします。
奥委員	(5番の申請地の場所について説明) 5番について報告します。譲渡人と譲受人の間で売買により所有権を移転するものです。譲受人は農地取得要件を満たしていますので、問題無いと思います、審議をお願いします。
議 長	ただいま、5番について、奥委員より調査報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、5番について当委員会は許可と致します。 続いて、6番7番について事務局より議案の説明をお願いします。
事務局 (井上)	議案朗読

議 長	6番7番について、現地調査の報告を村本推進委員にお願いします。
村本推進委員	(6番の申請地の場所について説明) 6番について報告します。譲渡人と譲受人の間で売買により所有権を移転するものです。譲受人は、農地取得要件を満たしていますので、問題ないと思われます。審議をお願いします。
	(7番の申請地の場所について説明) 7番について報告します。譲渡人と譲受人の間で売買により所有権を移転するものです。譲受人は、農地取得要件を満たしていますので、問題ないと思われます。審議をお願いします。
議 長	ただいま、6番7番について、村本推進委員より調査報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、6番7番について当委員会は許可と致します。続いて、8番についての議案の説明をお願いします。
事務局(井上)	議案朗読
議 長	8番について、現地調査の報告を石川委員にお願いします。
石川委員	(8番の申請地の場所について説明) 8番について報告します。譲渡人と譲受人の間で売買により所有権を移転するものです。譲受人は農地取得要件を満たしていますので問題ないと思います。審議をお願いします。
議 長	ただいま、8番について石川委員より調査報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、8番について当委員会は許可と致します。続いて、9番について事務局より議案の説明をお願いします。
事務局(井上)	議案朗読

議 長	9番について現地調査の報告を梶原委員にお願いします。
梶原委員	(9番の申請地の場所について説明) 9番について報告します。この案件は、遺言により譲受人への遺贈するものです。譲渡人が生前に遺言書を残していたのですが、遺言の文面が法務局で包括遺贈ではなく特定遺贈と判断されたため、農地法3条の許可が必要となり申請に至りました。譲受人の実家の農地で、農地以外の家屋等はすでに譲受人の名義に変わっています。農地取得要件も満たしており、特に問題はないと思われます。ご審議をお願いします。
議 長	ただいま、9番について梶原委員より調査報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、9番について当委員会は許可と致します。
議案審議 議第5号	農地転用事業計画変更申請に関する件について
議 長	議第5号農地転用事業計画変更申請に関する件について、事務局より議案の説明をお願いします。
事務局(中春)	議案朗読
議 長	それでは、1番について現地調査の報告を白木原委員にお願いします。
白木原委員	(1番の申請地の場所について説明) 1番について報告します。当初事業計画者が住宅を建設する予定だった土地に、事業継承者が一般住宅を建築することになりました。内容については、議第7号の農地法第5条申請の時に説明します。よろしくお願ひします。
議 長	ただいま、1番について白木原委員より調査報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、1番について当委員会は許可と致します。

議案審議 議第6号 議 長	農地法第4条第1項の規定による許可申請に関する件について 議題6号農地法第4条第1項の規定による許可申請に関する件の1番について議案の説明をお願いします。
事務局（中春） 議 長	議案朗読 1番について現地調査の報告を橋本委員をお願いします。
橋本委員 議 長	（1番の申請地の場所について説明） 1番について報告します。転用目的は一般住宅用地です。汚水排水は、公共下水道に接続し、雨水排水は、隣接の道路側溝に放流します。周囲に農地は無く、境界もはっきりしているので問題はないと思われます。審議をお願いします。
議 長	ただいま、1番について橋本委員より現地報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員 議 長	（異議なし） 異議なしと認め、1番について当委員会は許可と致します。続いて、2番について事務局より議案の説明をお願いします。
事務局（中春） 議 長	議案朗読 2番について、現地調査の報告を石川委員をお願いします。
石川委員 議 長	（2番の申請地の場所について説明） 2番について報告します。転用目的は、宅地敷地拡張用地です。昭和60年頃から無断転用しており、始末書が添付されています。雨水排水は、隣接住宅の排水を利用します。審議をお願いします。
議 長	ただいま、2番について石川委員より現地報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員	（異議なし）

<p>議 長 議案審議 議第7号 議 長</p>	<p>異議なしと認め、2番について当委員会は、許可と致します。</p> <p>農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件について 議題7号農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件の1番から5番について事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局（中春）</p>	<p>議案朗読</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、1番から5番について現地調査の報告を橋本委員にお願いします。</p>
<p>橋本委員</p>	<p>（1番の申請地の場所について説明） 転用目的は駐車場用地です。所有権移転売買による申請です。雨水排水については、隣接の水路に放流する計画です。周囲に農地がありますが、同意は得ており、境界もはっきりしていますので問題ないと思います。</p> <p>（2番の申請地の場所について説明） 転用目的は、貸資材置場用地です。所有権移転売買による申請です。雨水排水については、隣接の水路に放流する計画です。周囲に農地は無く、境界もはっきりしていますので、問題ないと思います。</p> <p>（3番の申請地の場所について説明） 転用目的は共同住宅用地（2棟）です。生活排水は、公共下水道に接続し、雨水排水は隣接の水路に放流する計画です。周囲に農地がありますが、同意は得ており、境界もはっきりしていますので問題ないと思います。</p> <p>（4番の申請地の場所について説明） 転用目的は資材置場及び作業所・事務所用地です。生活排水は合併浄化槽を設置し、雨水と共に隣接水路に放流する計画です。周囲に農地がありますが、同意は得ており、境界もはっきりしていますので問題ないと思います。</p> <p>（5番の申請地の場所について説明） 転用目的は宅地分譲用地（6区画）です。生活排水は公共下水道へ接続し、雨水排水は、東側の既存水路へ放流する計画です。周囲に農地がありますが、同意は得ており、境界もはっきりしていますので問題ないと思います。審議をお願いします。</p>

議 長	ただいま、1番から5番について橋本委員より報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、1番から5番について当委員会は許可と致します。 6番の審議に入る前に、橋本委員が会議規則第10条の議事参与の制限に抵触しますので一時退室をお願いします。
	橋本委員 退席
議 長	それでは、6番について事務局より議案の説明をお願いします。
事務局 (中春)	議案朗読
議 長	6番について、坪根委員に調査報告をお願いします。
坪根委員	(6番の申請地の場所について説明) 6番について報告します。転用目的は貸駐車場用地です。雨水排水は、敷地内にU溝設置し南側水路に放流する計画です。周囲に農地は無く、境界もはっきりしていますので、問題ないと思います。審議をお願いします。
議 長	ただいま、6番について坪根委員より現地報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議	異議なしと認め、6番について当委員会は許可と致します。 橋本委員は入室してください。
	橋本委員 着席
議 長	それでは、7番について事務局より議案の説明をお願いします。
事務局 (中春)	議案朗読
議 長	7番について、現地調査の報告を橋本委員にお願いします。

橋本委員	(7番の申請地の場所について説明) 7番について報告します。転用目的は、貸資材置場用地です。所有権移転贈与による申請です。雨水については、隣接の水路に放流する計画です。周囲に農地がありますが、同意は得ており、境界もはっきりしていますので問題ないと思います。審議をお願いします。
議 長	ただいま、7番について橋本委員より現地報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、7番について当委員会は許可と致します。続いて、8番について事務局より議案の説明をお願いします。
事務局 (中春)	議案朗読
議 長	8番について、高倉委員に調査報告をお願いします。
高倉委員	(8番の申請地の場所について説明) 8番について報告します。転用目的は一般住宅用地です。生活排水は、合併浄化槽を設置し、雨水とともに、隣接の水路に放流します。周囲には譲渡人の農地しか無く、周辺農地に与える影響は、特にないと思われます。審議をお願いします。
議 長	ただいま、8番について高倉委員より現地報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、8番について当委員会は許可と致します。続いて、9番について事務局より議案の説明をお願いします。
事務局 (中春)	議案朗読
議 長	9番について、白木原委員に調査報告をお願いします。
白木原委員	(9番の申請地の場所について説明) 9番について報告します。先程、議第5号、事業計画変更で説明した案

<p>議 長</p>	<p>件です。転用目的は一般住宅用地です。生活排水は、合併浄化槽を設置し、雨水と共に北側の道路側溝に放流します。周囲に農地は残っておらず、境界もはっきりしているので問題ないものと思われます。ご審議、よろしくお願い致します。</p>
<p>全委員</p>	<p>ただいま、9番について白木原委員より現地報告がありました。異議はございませんか。</p>
<p>議 長</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>事務局 (中春)</p>	<p>異議なしと認め、9番について当委員会は許可と致します。続いて、10番から12番について議案の説明をお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>議案朗読</p>
<p>村本推進委員</p>	<p>10番から12番について、村本推進委員に調査報告をお願いします。</p>
<p></p>	<p>(10の申請地の場所について説明)</p>
<p></p>	<p>10番について報告します。転用目的は貸駐車場用地です。自動車の整備・修理・点検及びリース・レンタカー用の駐車場として、貸し出す計画です。雨水排水は、自然浸透及び西側と北側の既存道路側溝へ放流します。周囲に農地は無く、境界もはっきりしているので問題ないものと思われます。ご審議、よろしくお願い致します。</p>
<p></p>	<p>(11の申請地の場所について説明)</p>
<p></p>	<p>11番について報告します。転用目的は農家住宅用地です。生活排水は合併浄化槽を設置し、雨水と共に、東側市道側溝に放流します。境界もはっきりしており、周囲の同意は得ていますので問題ないものと思われます。ご審議、よろしくお願い致します。</p>
<p></p>	<p>(12の申請地の場所について説明)</p>
<p></p>	<p>12番について報告します。転用目的は事務所及び駐車場用地です。事務所の排水は合併浄化槽を設置し、雨水と共に西側市路側溝へ放流します。周囲に農地がありますが、同意は得ており、境界もはっきりしているので問題ないものと思われます。ご審議、よろしくお願い致します。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいま、10番から12番について、村本推進委員より現地報告がありました。異議はございませんか。</p>

全委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、10番から12番について当委員会は許可と致します。続いて、13番について事務局より議案の説明をお願いします。
事務局 (中春)	議案朗読
議 長	13番について、石川委員に調査報告をお願いします。
石川委員	(13の申請地の場所について説明) 13番について報告します。転用目的は先ほど議題6号2番で説明した用地の進入路用地です。雨水排水は、自然浸透と隣接宅地の排水を利用しますので、周囲に影響はないと思われます。審議をお願いします。
議 長	ただいま、13番について石川委員より現地報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、13番について当委員会は許可と致します。
議案審議 議第8号	非農地証明に関する件について
議 長	議第8号の非農地証明願に関する件について、1番から5番まで事務局より議案の説明をお願いします。
事務局 (井上)	議案朗読
議 長	ただいま、非農地証明願に関する件について、1番から5番まで事務局より議案の説明がございましたが、異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、非農地証明願に関する件について、当委員会は承認と致します。
議第9号	
議 長	その他議案に関する件について

福永局長 議 長	<p>議題6号その他に関する件について、事務局より議案の説明をお願いします。</p> <p>(別紙議案のとおり)</p> <p>はい、それでは総括を進めたいと思います。</p> <p>議第1号、農地法第18条第6項の規定による通知に関する件について、当委員会は許可といたします。</p> <p>議題2号、空き家バンク付随農地について、当委員会は承認といたします。</p> <p>議第3号、農用地利用集積計画(案)について、当委員会は承認といたします。</p> <p>議第4号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件について、当委員会は許可といたします。</p> <p>議題5号、農地転用事業計画変更申請に関する件について、当委員会は許可といたします。</p> <p>議題6号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に関する件について、当委員会は許可といたします。</p> <p>議題7号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件について、当委員会は許可といたします。</p> <p>議第8号、非農地証明願に関する件について、当委員会は承認といたします。</p> <p>以上でございます。長時間の審議ありがとうございました。</p> <p>以上を持ちまして、第6回定期総会を閉会いたします。</p>
-----------------	---